

消防活動における記録情報に関する運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、枚方寝屋川消防組合の消防活動における動画等の撮影及びその記録情報並びにドライブレコーダーにより記録された映像等の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、活動時の状況判断及び安全管理のための適切な情報収集を実現するとともに、活動後の評価と検証、火災原因及び損害の調査、交通事故等の分析と検証及び職員の教育資料等への活用に寄与し、もって職員の現場活動能力の向上、安全管理体制の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この運用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防活動とは、火災、救急、救助、その他の現場活動をいう。
- (2) 消防活動用撮影機器とは、消防活動に使用する動画伝送装置（タフパッド・ドローン）、カメラ等の撮影機器をいう。
- (3) ドライブレコーダーとは、車両に設置する映像装置その他必要な関連機器で構成されるもので、車両からの記録情報を記録する機器をいう。
- (4) 災害映像等とは、消防活動中に消防活動用撮影機器により記録した動画及び画像データ並びにドライブレコーダーにより記録された映像等をいう。
- (5) 外部記録媒体とは、SDカード、DVD（BR）、USBメモリその他のデータの持ち運びが可能な媒体をいう。

(管理体制)

第3条 消防活動用撮影機器、ドライブレコーダー及び災害映像等（以下

「撮影機器等」という。)の適切な管理並びに個人情報の保護を図るため、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 総括管理責任者 本部は警防課長、署所は警備総括課長
- (2) 管理責任者 撮影機器等の配備先の課長
- (3) 運用担当者 管理隊長又は小隊長及び車両長（調査隊及び毎日勤務車両の責任者をいう。）

2 前項各号に掲げる者の責務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括管理責任者 管理責任者に対し、報告を求め、調査し、又はその結果に基づいて必要な指示を行う等、適切に撮影機器等を運用する。
- (2) 管理責任者 運用担当者を指揮監督し、撮影機器等の取扱いを厳重に管理する。
- (3) 運用担当者 管理責任者の指揮監督のもと、撮影機器等を適切に取り扱う。

（災害映像等の撮影対象）

第4条 災害映像等の撮影対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 火災出動するもの。
- (2) 救助出動するもの。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、各級指揮者が必要と判断したもの。

（撮影機器等の取扱い）

第5条 撮影機器等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 管理責任者及び運用担当者は、撮影機器等を、その他の者に取り扱わせてはならない。ただし、第11条第1項第2号から第5号に掲げる目的で利用する場合において、これを補助する者に、必要最小限度の取扱いをさせることができる。
- (2) 管理責任者は、消防活動用撮影機器について、盗難及び紛失防止の措

置を講じなければならない。

(3) 運用担当者は、消防活動用撮影機器による撮影を開始する前に、消防活動用撮影機器が正常に作動することを確認することとし、異常を発見した場合は、その旨を管理責任者に報告しなければならない。

(4) 管理責任者及び運用担当者は、点検等により委託事業者等にカメラを引き渡す際は、外部記録媒体に保存されている災害映像等を削除しなければならない。

(動画伝送装置で撮影した災害映像等の取扱い)

第6条 動画伝送装置で撮影した災害映像等（第10条第2項及び第3項に規定する複製後の災害映像等を除く。次条において同じ。）は、消防情報システム内の指定されたサーバーに保存するとともに、記録映像等管理簿（以下「管理簿」という。）に撮影日、撮影機器及び記録映像の内容を記載するものとする。

(カメラで撮影した災害映像等の取扱い)

第7条 管理責任者は、カメラで災害映像等を撮影した場合は、当該災害映像等を、帰署後速やかに外部記録媒体から消防情報システム内の指定されたフォルダに移し、管理簿に撮影日、撮影機器及び記録映像の内容を記載するとともに、外部記録媒体から削除するものとする。

2 管理責任者は、カメラに挿入された外部記録媒体を取り外した場合は、取り外した日時及び理由等を管理簿に記載しなければならない。

(消防活動用撮影機器以外の機器による災害映像等の記録の禁止)

第8条 職員は、公用タブレット端末、公用携帯電話（スマートフォン及び救急搬送情報等収集用端末機）及び消防活動用撮影機器以外の機器を用いて、災害映像等を記録してはならない。

(ドライブレコーダーにより記録された映像等の取扱い)

第9条 ドライブレコーダーは、車両のエンジンが始動中常時作動するよう設定するものとする。

2 管理責任者は、交通事故又はヒヤリハット事例等が発生した場合は、ドライブレコーダーにより記録された映像等を、帰署後速やかに外部記録媒体から消防情報システム内の指定されたフォルダに移し、管理簿に撮影日、撮影機器及び記録映像の内容を記載するとともに、外部記録媒体から削除するものとする。

3 管理責任者は、ドライブレコーダーに挿入された外部記録媒体を取り外した場合は、取り外した日時及び理由等を管理簿に記載しなければならない。

(災害映像等の管理)

第10条 第6条、第7条第1項又は前条第2項の規定により保存した災害映像等の保存期間は、撮影された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算し、1年とする。

2 次条第1項第3号に掲げる目的のために複製した災害映像等の保存期間は、当該目的のために作成された文書の保存期間に従うものとする。

3 次条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる目的のために複製した災害映像等の保存期間は、当該目的を達した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算し、1年とする。

4 管理責任者は、災害映像等を複製した場合は、複製日時及び目的を管理簿に記載しなければならない。

(災害映像等の利用)

第11条 災害映像等は、次の各号のいずれかに該当する場合に利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。

(1) 災害時対応（現場での状況判断、安全管理等）

- (2) 事後の評価・検証（消防活動状況の評価、災害性状の検証）
- (3) 火災原因及び損害の調査
- (4) 交通事故等の分析・検証（発生状況の分析、事故防止の検証）
- (5) 職員の教育資料（人材育成資料）
- (6) その他、部署長が特に必要であると認める場合

2 管理責任者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 69 条の規定により、前項各号に掲げる目的以外の目的で、法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報を含む災害映像等を利用し、又は提供する場合は、利用又は提供の目的、提供先の名称を管理簿に記載しなければならない。

3 管理責任者は、前項の規定により第三者に災害映像等を提供するときは、その範囲を必要最小限にとどめるとともに、相手方に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 災害映像等を適正に管理すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
- (3) 目的を達成したとき又は目的が達成されないことが判明したときは、速やかに災害映像等の消去又は外部記録媒体の返却、破砕等の処理を行うこと。
- (4) 災害映像等から知り得た情報を他に漏らさないこと。

（記録簿の管理）

第 12 条 総括管理責任者は、管理簿について、次の各号に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 管理簿は、消防情報システム内の指定されたフォルダにおいて年度ごとと管理するものとし、保存期間は、当該年度の翌年度の 4 月 1 日から起算し、1 年とする。

(2) 廃棄年限を超えた記録簿は、速やかに廃棄するものとする。

(秘密の保持)

第 13 条 災害映像等の取扱いに関わるすべての職員は、第 11 条第 2 項に定める場合を除き、災害映像等から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(事故発生時の措置)

第 14 条 管理責任者は、撮影機器等の取扱いに際し、消防活動用撮影機器、ドライブレコーダー若しくは外部記録媒体の故障、紛失又は災害映像等の漏えい等の事故が発生したときは、速やかにその状況を調査するとともに、総括管理責任者に事故の内容を報告しなければならない。

(委任)

第 15 条 この基準に定めるもののほか、撮影機器等の取扱いに関し必要な事項は、警防課長が定める。

附 則

この基準は、通知の日から施行する。